

# (別添) 介護従事者等の範囲

対象となる介護従事者等の施設・事業所の範囲は以下のとおり

## <高齢者施設等>

### ○ 介護保険施設

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

### ○ 居住系介護サービス

- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護

### ○ 老人福祉法による施設

- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム

### ○ 高齢者住まい法による住宅

- ・ サービス付き高齢者向け住宅

### ○ 生活保護法による保護施設

- ・ 救護施設
- ・ 更生施設
- ・ 宿所提供施設

### ○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）
- ・ 福祉ホーム

### ○ その他の社会福祉法等による施設等

- ・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）
- ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- ・ 生活困窮者一時宿泊施設
- ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム
- ・ 婦人保護施設
- ・ 矯正施設
- ・ 更生保護施設

## <介護サービス> ※日常生活支援総合事業を含む

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 療養通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 居宅介護支援
- ・ 居宅介護予防支援
- ・ 福祉用具貸与

## <障害福祉サービス>

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 同行援護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 宿泊型自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型、B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 計画相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援
- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 障害児入所支援

（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。